

指定管理者の指定について

岐阜県立寿楽苑に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第三条の二第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良二丁目二番一号

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

二 指定の期間 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで